

第三十一回 参議院法務委員会會議録第一二号

昭和三十三年十二月十六日(火曜日)午前十時四十七分開会

委員の異動

十二月十二日委員棚橋小虎君、山口重彦君及び藤原道子君辞任につき、その補欠として高田なほ子君、江田三郎君及び北村暢君を議長において指名した。

十二月十五日委員小林英三君及び北村暢君辞任につき、その補欠として横山フク君及び松本治一郎君を議長において指名した。

本日委員松本治一郎君辞任につき、その補欠として北村暢君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 野本 品吉君
理事 大川 光三君
一松 定吉君
高田なほ子君

委員

青山 正一君
大谷 肇潤君
鈴木 万平君
安井 謙君
北村 暢君

政府委員

法務政務次官 木島 虎藏君
公安調査庁次長 関 之君

最高裁判所長官 海部 安昌君
代理者(総務局長) 栗本 一夫君
最高裁判所長 官代理者(経理局長) 栗本 一夫君

事務局側

常任委員 西村 高見君
会専門員 大沢 一郎君
法務大臣官房 房経理部長

説明員

法務大臣官房 房経理部長 大沢 一郎君

本日の会議に付した案件
○理事の補欠互選

○検察及び裁判の運営等に関する調査の件
(昭和三十四年度法務省関係予算に關する件)

○司法試験法の二部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(野本品吉君) それでは、これから本日の委員会を開会いたしました。

最初に、理事の補欠互選につきましてお諮りいたします。
棚橋小虎君が十二月十二日委員を辞任されました。そのため理事が一名欠員となっておりますので、この際、その補欠互選を行いたいと存じます。つきましては、補欠互選は便宜上委員長の指名によることに御一任されたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(野本品吉君) 御異議ないと認めます。それでは、委員長から高田なほ子君を理事に指名選任いたします。

○委員長(野本品吉君) 次に、検察及

び裁判の運営等に関する調査の一環といたしまして、昭和三十四年度の法務省関係予算、同じく裁判所関係予算について調査を行います。

まず、裁判所の関係予算につきまして、その概算要求の概要についての御説明を求めます。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) 本年度の裁判所の予算について説明させていただきます。

お手元に配付いたしました活版刷りの「裁判所所管昭和三十四年度概算要求事項調」というのがございますが、これに基づきまして御説明をさせていただきます。

まず金額は、一ページの最初に書いてございまして、本年度は百一億二千九百幾らでございますが、昭和三十四年度の要求額は、ここに書いてございまして、二百十五億二千幾らになっております。

さて、内容でございますが、一二ページの第三の要求事項説明というところに基きまして御説明申し上げます。

最初に、「一、訴訟の迅速化」、その次の四ページに、「二、裁判の充実」というのがございまして、これが一つ大きなテーマでございます。結局裁判の迅速化及び充実、充実と申しますのは、結局内容の適正をより一そう充実いたしたいという趣旨でございます。

この具体的内容については、三ページの「一、訴訟の迅速化」の方は、ここに書いてございまして、大部会の裁判所の訴訟が迅速でないという

点がございまして、主として裁判の遅延というものは、われわれの方から言いますと、大体におきまして大都會の事件がやはり遅延しておるのではなからうか、一般的な地方へ参りますと、必ずしも遅延してないようにも考えられますので、従いまして、大部会の裁判所の訴訟を迅速にいたしたいと考へまして、ここに、八大都市の訴訟を迅速にいたしたい、これが結局ここに書いてございまして、現在大都會の平均が、民事の方は十一月、刑事の方は六月と申しますと、特定の大きな事件につきましては、とうていかかる時間的関係では終らないのでござい

ますが、平均いたしますと、かような数字になって参ります。これを半減に持つていきたい。従いまして、民事を平均六月、刑事を平均三ヶ月ぐらいに半減いたしていきたい、かように考へまして、そりなりましたと、やはり人員の要求等がこへ出て参りました。

人員の要求ばかりではなく、四ページの最初に書いてございまして、裁判の最初に書いてございまして、裁判の機械化と申しますか、種々の事務的な手続の迅速化をはかるために、ここに訴訟記録の合理化とか、訴訟記録及び裁判資料複写の機械化とか、裁判の機

械化の方も考へまして、なお充実の方も、もちろん、ここに書いてございまして、主として人員の増加の要求になって参りますが、そのほか、ここに書いてございまして、人員がふえなければなりませんし、また、検証等に使います自動車等も整備いたさなければなりませんので、ここに内訳が書いてございまして、人員の増加、裁判の機械化等の予算を特に本年度は要求してござい

ます。なお、裁判の迅速強化のために人員の増加につきまして一言申し上げておきますが、人をふやすばかりが必ずしも能ではないということ、われわれ十分反省いたしておるつもりでございますが、何しろ世界各国の数字から見ても、絶対数から見て参りますと、やはり日本の裁判官の数はドイツ、フランス等には比ばまして少いのでございまして、ふやすばかりが能ではございせんが、真に必要な数字にまでやはりなっていないのではないかと考へられますので、あえて人員の増加要求をいたしました次第でございます。

その次が裁判官の待遇改善等でございますが、これが五ページの三と申しますところに出て参りますが、この三のうち(一)が裁判官の管理職手当と書いてございまして、これは管理職手当等でございますが、これは結局二つに分れてございまして、在野法曹との活発な人事交流を行いますために、弁護士から裁判官

に來られた方々に対しまして恩給年限を短縮して差し上げたい、具体的な内訳がここに書いてございませう、最高裁判事に対しては在職七年、その他の高裁長官及び下級裁判所判事は在職十年でそれぞれ普通恩給が受けられるようにいたしたい。これは、下級裁判所判事等は在職十年と申しますと、いかにも短いようにお考えかも知れませんが、結局通常の普通恩給は在職十七年でございませう、下級裁判所判事の任命資格は、御承知の通り、判事補、簡裁判事補は別といたしまして、判事の任命資格は御承知の通り十年という経歴を要しますので、結局弁護士を十年やらされた方が來られたことを考えますと、なおそれ以上に十年間判事をやらなければならぬということになりますので、必ずしも一般の十七年という期間に対して不公平にはならない、かように考えますので、最高裁判事に対しては在職七年、下級裁判所の判事に対しては在職十年で恩給を受けられるようにいたしたい、かような予算を請求いたしております。これは、もちろん恩給法の改正を要しますことと申しますが、そのほか、次に裁判官の管理職手当の点でございませう、これも本年度におきまして増額の要求をしておりますが、これは御承知の通り、終戦前におきましては、裁判官の報酬が一時相当程度引き上げられたことと申しますが、最近では行政官の方に管理職手当というものがつきまして、その間裁判官の報酬はちつとも上つて参りませ

でしたので、結局現在におきまして、上の方の判事は行政官に比しまして管理職手当分だけ低くなつておるといふふうな形になつて参りますので、これはやはり、われわれ裁判所に奉職いたすものとしたしましては、三権分立の精神から申しまして、行政官と裁判官の待遇で、裁判官の方が低いということはいささかさびしい気がいたします。また、人材を求めるゆえんでもございませぬので、この管理職手当を判事に対してはつけていただきたい。判事全員でございませぬが、要求は結局千八百八十三名という数字になつて参りますが、もちろん、これは判事でございませぬので、判事補及び簡易裁判所判事補は除きます。判事全員に対して管理職手当をつけてもらいたい。しかも、その管理職手当も、御承知の通り三クラスに分れておりまして、二五%一八%及び一二%となつておりますが、現在受けております管理職手当は、ここに書いてございませぬが、二百五十名程度のものに現在二%の管理職手当が本年度は入つておりますが、これでは足りませぬので、率も一%から上げていただきたい。しかも、人員も二百五十名程度のものではなくて、判事全員につけていただきたい。かようなのが裁判所側の念願でございます。

それから、ここに書いてございませぬものが主たる要求でございますが、特に取り上げて御説明いたしますと、六ページの四に調停制度の整備強化というのがございませぬが、この内訳は、調停委員の日当の増額、これは、現在日当が一日四百四十円でございますが、これを五百九十円に上げていただきたい。五百九十円と申します数字は、これは、現在司法委員という制度がございませぬが、いわゆる簡易裁判所におきまして、調停に關与いたしまして調停を助ける職務でございませぬが、その司法委員というのに対して五百九十円の日当になつておりますので、せめて調停委員をこの司法委員並みの五百九十円に引き上げていただきたい。これは裁判所からの希望ではございませぬで、調停協会におきまして熱心にこの点を主張しておりますので、裁判所といたしまして、さようにしてあげたいという念願からこの予算を要求いたしました次第でございませぬ。

それから、次の調停協会の補助金でございませぬが、裁判所の受けております補助金と申しますのは、この調停協会の補助金だけでございませぬが、現在年間五百万円入つておりますが、これを二千万円に増額していただきたい。これも調停協会からの熱心な御希望がございませぬが、裁判所としてもきわめてもつともなことだと思つておりますので、一千万円に増額方をお願いした次第でございませぬが、なお調停のことは、もう御専門の方ばかりでございませぬので、御承知のことと思つて、調停の現在におきまして機能は相当なものを示しております。調停制度というものが果していいか悪いか、その他別個の考え方もございませぬが、とにかく現在におきましては、民事訴訟におきまして裁判所が片づけませぬ、つまり訴訟によつて片づけませぬが一審だけで年間約十五万件くらいでございませぬ。調停も約十二万件くらいの大片片づけておりまして、結局普通の訴訟事件とはほぼ同じくらい調停によつて現在民事の紛争が解決されておりますので、この数字を決して無視することはできませんと思つて、やはり調停の育成強化と申しますか、さような観点からこのような予算をお願いした次第でございませぬ。

それからその次に、「七、少年事件処理の充実強化」というのがございませぬが、これもやはり、最近の少年事件の対策の一環といたしまして、ここに内訳を書いてございませぬが、かようなものを要求いたしております。最後に、これは八の「管轄」ということでございませぬが、これにつきまして一言御説明いたしますと、簡単に申しますと、管轄の内訳は、お手元に配付してございませぬが、昭和三十四年度、裁判所の管轄に必要な経費概算要求額一覽表」というのがございませぬが、これに基づきまして説明させていただきます。結局数字はここに書いてあります通りでございませぬが、本年度は合計四十億何がしかの要求をいたしております。ところが、昭和三十三年度におきましては、ここに書いてございませぬ通り、八億何がしかのものが本年度の予算金額でございませぬが、まあ約五倍ほど請求してございませぬが、結局本年度の特殊事情というのを申し上げまして御参考に供したいと思います。

本年度は、東京地方裁判所の刑事部の庁舎を新築いたすべき段階になつて参りました。この東京地裁の刑事部の庁舎は、昭和三十二年度から少しづつ予算が入つてきておりまして、形の上では継続事業のような形になつておりますが、結局昭和三十三年度、三十三年度におきまして約一億円の金が

○委員長(野本吉吉君) それでは、ただいま裁判所関係につきまして概算要求の御説明を聴取したわけですが、御質問がございましたら、順次御発言を願います。

○大川光三君 たいだいまの裁判所の管轄関係についての御説明を伺いまして、大体東京地裁の刑事部の庁舎に五億程度が充てられる。そのうちで、残り三億程度ですね。そのうちで、特に重点的にやらなければならぬ大口の管轄費というのにはどういふものがございますか。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) お答えいたします。大口と申しますと、結局現在継続いたしております仕事を続けなければならぬというのが大口かと思われませんが、継続工事は、裁判所ではどういふことが行われておりますかというところ、お手元に配付いたしました資料の二枚目に書いてございますが、ここに継続分と書いてございますが、結局合計二十万にありますが、これだけのものにとにかく現在とかがかかっておりますので、これを途中で捨てるというわけにはとらていけません。この継続分は、われわれは最小限度どうしても来年度続けなければならぬ。この継続分は、われわれの方の計算でいたしますと、この二十万を完全に仕上げますまで約十億の金がかかるのでございまして、これを二年で割りますので、年五億くらいにかかって参りますので、先ほどの東京地裁の庁舎に五億かかりますと、来年度新規を何も始めませんでも、最小限度年間十億はかかるというような計算になって参ります。

○高田なほ子君 裁判官の管理職手当の問題で伺いたいのですが、待遇がよくなることは、これは大いにけつこうなんです。この二五%ないし二五%という数ですね、御説明では、最低一二%のものが今二百五十名いるが、これでは、不足なので、千八百八十三名の全判事に対して管理職手当を支給してもらいたいというわけですが、その間、一二%と二五%との間、この三段階に分れているわけですが、その段階というものは、これからまた新しく千八百八十三名の判事に対しては、分けをしていくということになるわけですが、どういふことになりま

か。○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) お答えいたします。われわれの要求いたします千八百八十三名のものに管理職手当をいただくとしたら、やはり上の方のものが二五%、きわめて世俗的な言葉でございまして、大体中くらいの方が一八%、下の方の判事が一二%、大体さうにわれわれは考えております。具体的に申しますと、たとえば高裁長官は別といたしまして、所長あるいは高等裁判所の裁判長クラスの方は二五%、それから地方裁判所の普通の判事は下の方の一二%、大体さうな内訳で考えております。

○高田なほ子君 その次ですね。司法修習生の増員、これはわかりませんが、司法修習生の給与というのについて、こちらに管理職手当が考えられるならば、当然この司法修習生の給与というのについて、これは考慮されなければならぬ段階にはや来ていますか、部内では、こういう問題についてどういふふうにお考えになってお

すか。何か腹案でもありませんか、待遇の問題について。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) お答えいたしますが、司法修習生の待遇が決して満足すべき状況ではないというところは、われわれ十分考えておりますが、これはやはり一般的な問題とからいってございまして、特別に本年度要求いたしませんでしたが、やはり一般的な問題の一環としてこれは考えなくちゃならないのじゃないか、かように考えております。ことに判事補につきましたは、管理職手当を要求してございまして、やはりそのもう一つ下におきます司法修習生につきましても管理職手当はございせんが、その他の待遇の増額というところは、特別に本年度は要求いたしませんでした。

○高田なほ子君 判事補の問題ですが、これは、たしかこの法務委員会でも問題になったことがあると思うのですが、十年間の期間という問題については、これはかなり研究しなければならぬ問題じゃないかと思うのですが、それについても考えられない、司法修習生の待遇の問題についてもまた考えられないということになると、非常にまずいんじゃないかと思うのですが、この十年間の期間というのについて何か部内では、これは縮めるとか何とか、さういふものも近代化のセンスで待遇改善するといふような線は打ち出せなかつたものでしょうか。財政上の問題ですか、それとも一般的な問題というところで、今度はそれを問題にしないかということになりますか。どちらなのですか。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) 判事補の十年という期間がどうあるべきかというより、われわれの方としても十分考えなやならぬ問題でございまして、さしあたりとにかく申し上げますと、さしあたりとにかく上の方の判事が行政官に比べて低い、それだけを少くとも是正したい、あるいは、さういふ考え方は少し狭過ぎるというおしかりを受けるかも知れませんが、とにかく本年度の予算要求におきましては、最小限度行政官と一致させたい、それにつきましたは、上の方が低いものでございまして、それをまあ要求いたしたという次第でございまして、決して司法修習生及び判事補全般に対して待遇をこれで十分だと思つておられるわけではございせんので、御指摘の通り、十分今後考慮いたしていきたくと思つております。

○高田なほ子君 一応この管理職手当はこれでいいのですが、待遇がよくなる分ですが、われわれ大いに賛成するわけですが、従来裁判と検察の待遇のアンバランスという問題は、かなり研究しなければならぬ問題になっておると思うのですが、ここで裁判の方の管理職手当というところで一応ちよつと上るわけですが、検察とのバランスというものはどうなつておられますか。もし御用意がなければけつこうです。

○最高裁判所長官代理者(栗本一夫君) お答えいたしますが、この判事の管理職手当の要求につきましたは、法務省と決して必ずしも打ち合したわけではございませんので、法務省の方で検察官についてはどうお考えになっておられますか。おそらくこれは、大蔵省の方で大体割合等を考えておられますので、判事に比例いたしまして、どういふ数字に

なりますか、比例して上つてくるのじゃないかと現実の状況としては考えております。ただ、一般問題として、裁判官の俸給と検察官の俸給はどうあるべきかというところは、これは大きな問題になると思つております。

○高田なほ子君 政務次官お見えになっておられますが、今の問題は、法務省部内で何かお考えでもありませんか。それからもう一つ、この判事補の問題ですが、これは十年も見習いみたいにしておくといい、少し法務省部内でお考えおき下さるべき問題だと思つておられますか。これでこのままですとおやりになつていっていいと思つていらつしやるのでしようか。

○政府委員(木島虎蔵君) 法曹一元化を円滑にやるといふ建前から申しますと、今の判事並びに検察官の給与、待遇を相当よくしないと理想が実現されぬ、その意味においては上げていくべきだろうと思つております。私どもの今度提出しておる予算では、検事の方の俸給を上げようというところは提案してお

りません。それは、いろいろ検討いたした上でございまして、ほかに緊急なものがないわけです、決してそれをないがしろにしたわけではなくて、この間も裁判所の方からお話がございましたと

きに、私どもは、大賛成だ、まず先に打つてもらつて、あとからついていこうというふうなお話をしたわけではございせん。

それから第二点の判事補の問題は、これは、私の方の關係でございせんので、私よく存じ上げませんが、その辺で……。

○高田なほ子君 けつこうです。

○委員長(野本品吉君) それじや次に、司法試験法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(木島虎蔵君) 司法試験法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

御承知の通り、司法試験は、裁判官、検察官または弁護士とならうとする者に必要な学識及びその応用能力の有無を判定する国家試験であります。将来性のある優秀な人材を法曹として迎へることができるとは、一にかかつてこの制度の適否にあるのであります。しかるに、昭和二十四年以来実施されております現行の司法試験制度においては、大学の制度がいわゆる新制大学に切りかえられて以来大学在學生の司法試験に合格する者の数が逐年減少する傾向を示し、大学の優秀な新卒生を他の職業分野に逸することが憂慮せられるとともに、他方において、社会生活の複雑化に伴い、將來の法曹たるための適格として、単に法律についての学力を有するのみではならず、法律以外の素養を備へる必要があるにもかかわらず、試験の科目が法律のみに偏してゐるとの批判を聞くに至りました。そこで、法務省におきましては、昭和二十九年の末ごろから司法試験制度について調査に着手いたし、昭和三十年十一月法務大臣から法制審議会に対し司法試験に関する制度の改善につき諮問を発し、昭和三十三年四月同審議会からの答申を得てさらに検討を加へ、この法律案を立案した次第であります。

次に、法律案の内容の主要点について御説明いたします。

第一点は、司法試験第二次試験の筆記試験を短答式(択一式を含む。)による試験と論文式による試験に分けまして、論文式による試験は、当該筆記試験の短答式による試験に合格した者に限り受験することができるとしたことであります。これは、司法試験の受験者の数の増加に伴い、論文式による試験のみでは、これら多数の受験者の答案を限られた期間に精査することがきわめて困難となりましたので、最も基礎的な憲法、民法及び刑法の三科目について、短答式による試験を行い、これに合格した者についてのみ論文式による試験を行い、答案の審査を精密にしうとするものであります。

第二点は、論文式による試験の試験科目について、科目の数は現行の通り七科目といたしましたが、いわゆる必須科目を五科目に、いわゆる選択科目を二科目に改め、受験者の試験科目選択の範囲を広くして、特に大学在學生の受験を容易にするともに、選択科目のうち法律科目以外の科目を含めしめ、視野の広い人材を選び得るようにしたことであります。すなわち、必須科目を憲法、民法、商法、刑法並びに民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目の五科目とし、そのほか選択科目を二科目とし、そのうち一科目は、右の必須科目として選択しなかつた民事訴訟法または刑事訴訟法、行政法、破産法、労働法、国際公法、国際私法及び刑事政策のうちから選択し得ることとし、他の一科目は、政治学、経済原論、財政

学、会計学、心理学、経済政策及び社会政策のうちから選択し得ることとしたものであります。

なお、これに伴い、口述試験も、受験者が論文式による試験において受験した七科目について行ふこととしたものであります。

第三点は、司法試験管理委員会は、司法試験管理委員会規則で、試験科目中の相当と認められるものについて、その範囲を限定できることとしたことであります。これは、司法試験管理委員会が相当と認める試験科目については、合理的にその範囲を限定し、大学在學生たる受験者の負担をなるべく軽減することができるとしうとするものであります。

第四点は、司法試験審査委員の数の制限を撤廃することとしたことであります。現行法が司法試験審査委員の数を一科目につき四人以下に限定しておりました点は、特に短答式による試験を実施するに於いて適当でないもので、これを改めようとするものであります。なお、改正法律の施行期日は、受験者に十分な準備期間を与えるため昭和三十六年一月一日といたしました。

以上が司法試験法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませよう願ひいたします。

○委員長(野本品吉君) ただいま御説明いただきました司法試験法の一部を改正する法律案に対する質問は後日に譲ります。

○委員長(野本品吉君) この際、法務省関係の予算につきまして、概算要求の概要を御説明願ひたいと思ひます。

まして、法務省所管の昭和三十四年度概算要求の概要を御説明いたします。法務省の昭和三十四年度概算要求の総額は三百九十七億九千九百八十八万二千円であり、このほかに、在外公館駐在官四名分の要求が外務省所管に計上される予定でございます。これを前年度、三十三年度の予算と比較いたしますと、昭和三十三年度予算額は二百四十四億五千二百五十五万五千円でございます。これに比較いたしますと、要求額におきまして百五十三億四千七百三十二万九千五百九十九円、要求額中の百六十二億九千五百九十九万七千円は標準予算でございます。新規要求額は二百三十五億三百九十五万五千円に相当する次第でございます。法務省予算の以上の内訳のおもな経費を申し上げます。一、法務省所管予算の特色と問題点ということについて、時間を少し拝借しまして申し上げてみたいと思ひます。お手元にも概略を箇条書きにして提出してございますが、要するに、法務省の予算のうち人件費の占める割合が全体の約六〇%以上となつておるのでございます。この歳出総予算額中の人件費の占めます割合はおおむね一〇%でございます。また、地方の歳出予算中の人件費の占めます割合はおおむね三六%なのでございます。これに比較いたしまして、法務省の人件費が全体の約六〇%を占めておる。特に検査官署の予算では、人件費が八〇%以上を占めておるのでございまして、法務省予算のほとんど全部が人件費であるといふことが一つ大きな特色となつておるのでございます。

また、旅費とか庁費、いわゆる事務経費でございますが、この占めます割合が全体の二七%ないし二八%ということになっております。これを合せますれば、法務省予算の約九〇%がいわゆる標準予算系統に入るべき事務費といふことに相なるわけでございまして、いわゆる他省に見られますような事業費といふものはほとんどないのでございまして。このことは、法務省の所管事務がすべて人によつて行われておるといふ特殊の性格に基づくものでございまして、これは、法務省という省の性格上当然の帰結であらうかと存するのでございます。しかしながら、さういふ人件費でありますとか、いわゆる事務費でありますとかいふものは、予算要求上非常に困難な事項でございます。毎年皆、先生方の御協力を得ながらも、法務省予算が窮乏で不十分であるといふそりを免れないのでございまして、特に昭和三十三年、本年度におきましては、旅費及び庁費といふものに対しまして、一律に五%あるいはまた三%という節約を課せられまして、執行上非常に困窮状態に立ち至つておるのでございます。そこで、われわれといたしましては、法務省予算のただいま申しましたような性格、予算の特色といふものにかんがみまして、数年来法務省所管の各組織の所管事務を逐一分析検討いたしまして、機械化の可能なものは極力機械化をはかつて、能率の増進と簡素化、そりして人員の節約といふことに努力してきてございまして、先ほども申し上げましたように、法務省の所管事務は、検査でございますとか、あるいはまた保護、矯正、さういふ所管事務の

すべてのものが、それぞれ一人の人がこつこつ当っていかねば処理できないという事務でございますので、機械化というものがやはり限度がございます。大半は人にたよらざるを得ないというふうな実情でございます。従いまして、本年度におきましても、予算の要求をこらへ下さいますと、人件費の要求というものは依然として相当額を占めておるのであります。これは、以上のような法務省所管事務の特殊性また予算の特色ということに起因するのでございます。この点十分なあたりの御理解をお願いいたします。

なおまた、検察庁等の事務が年々ふえてきておりますので、ここに事例をあけて記載しておきましたのですが、検察庁、法務局関係の人員では、事務が非常にふえております。検察庁の関係で、検察官は昭和二十六年以降増員をしておらないのでございますが、受理人員は、年々三十万人ずつ増加しておるのでございます。昭和二十六年の二百万人に對しまして、昭和三十三年におきましては三百四十万人というふうになり、一五〇%近く増加しておるのであります。従いまして、検察官一人当りの事務の負担量も、昭和二十六年の年間一千二百人に對しまして、三十二年度は実に二千七百七十人というふうな負担増と相なつておる次第でございます。何とかかしかし検察庁もやつておるんじゃないかというふうな見方もあるんでございますが、検察庁は、終戦後新しい憲法のもとの新刑事訴訟法のもとにおきまして、戦前から比べまして、公判活動というふうな、いわゆる立証責任が検察官に付加されて、

非常に手間がかかつておるのであります。さような関係から、公判に非常な手を取られます結果、いわゆる検察官の事件の処理という点にやはり不十分なものがあるんじゃないかと疑われるのでございます。戦前におきましては、ほとんど無罪というものはなかつたんですが、最近非常に無罪がふえておるといふことは、やはりその点で、検察官が捜査の際に十二分に捜査を遂げられなかつた結果ではないかと考へられるのでございます。これは、ほかにも原因があるかも知れませんが、これも一つの原因になつておるんじゃないか、かように考へるのでございます。そこで、本年度も最小限度の要求をいたして、おるわけでございます。また、法務局の職員の問題でございますが、これは先生方が、実際において登記、登録等のために、登記所の実情をよく御承知下さつておることと存じ上げさせていただきます。登記事務でございまして、台帳事務も逐年激増の一途をたつておりました。戦前の昭和十五年当時の事務量に比較いたしますと、六・五倍という事務量になつておるのでございます。登記受理件数だけをとり上げても、昭和二十五年の九百四十一万件に對しまして、三十二年では三・七倍、三千四百三十七万件の増加をいたしておるというふうな状況でございます。事務量が非常に増加しておるのでございますが、それに配置いたします人員というものがこれに伴つておらない。そのために、法務局の職員一人当りの事務の負担量は年々増加されて、その過重の度合いは、もはや極限に達して、おると言つても過言ではないと思つてござ

います。さような結果、登記等は部外者、司法書士の方々のお手伝いを頼つておるといふような状況でございます。この点の事務の適正をはかりましたため、また職員の過重な負担の軽減をはかつて、それがまた健康管理上にも決つて、かような意味から、これを是正するために人員の要求をいたしておるような状況でございます。

次に、法務省予算の特色といたしまして、全体におきましていわゆる営繕関係について相当の要求をいたしておるわけでありまして、これは、法務省所管の各機関の所管の数は実に三千四百三十九庁、日本におきましては、二、三を争う所管の官署を持つておるわけでありまして、その延坪数は八十七万五千坪に及んでおるのでございます。この中には、各市町村ごとでございます。いわゆる法務局の出張所、登記所のほか、刑務所というふうな大きなものから、大小様々でございます。また、その庁の中には、人権擁護関係あるいは入国管理関係、また公安調査庁というふうな、戦後独立して新しく新設された役所もございまして、また検察庁、法務局のように古い歴史を持つておりました。最終戦後裁判所から離れて新設されるというふうな庁もございまして、いまだ固有の施設を持つていない庁が相当数あるのでございます。かような特殊な状況でございます。年々今のところ約十億の予算が入つておるのでございます。とうていこれでは、二十年、三十年待ちましたも整備できないという状況でございます。この点につきましても、特に法務省予算の重点として取り上げて、後刻御説

明申し上げたいと思つておる次第でございます。なおまた、この営繕費につきましても、最近刑務所が、その立地条件と申しますか、各市町村の都市計画等のために、かつては郊外にありましたが、その付近が非常に開けまして、計画道路の障害になりましたり、あるいはまた、その付近の発展を阻害するといふような状況になりまして、各地で郊外地に移転してまいりたいといふような要請が強く出てきております。社会問題あるいは政治問題として発展するよう傾向にございます。この点についても、われわれとしては順次、住民の便宜のため、情勢の許す範囲におきましてこれを実現してまいりたいと思つておるわけでございまして、十分御理解を賜わりたいと思つてございまして、

そこで、もとの三十四年度概算要求の概要に戻りまして、おもな要求事項を申し上げたいと思つて、

まず第一点は、総合的刑事政策の樹立並びに基本法典その他法令の整備に要する経費、事務官、技官等五十五名の増員を含んでおる経費でございます。総額は九千六百四十九万五千円、そのうち前年度予算に入つておりますものが千六百六十万円、これは、最近におきまして犯罪現象の複雑巧妙化、た

たえば強盗にいたしまして、いわゆる自動車強盗、人の自動車を盗んで、自動車で乗りつけて強盗を働いて、そのままた逃げるといふような、いわゆる暴力犯も非常に知能犯化して参りました。また青少年犯罪の激増、またその凶悪化といふような傾向がますます強くなりまして、かような犯罪傾向とい

うものが国民生活に大きな脅威となつておることは、われわれ申し上げるまでもないことと存じます。かような現状に對しまして、従来われわれといたしまして、裁判、検察、矯正、保護それぞれ立場からいろいろな施策を講じておつたのでございますが、占領時代に、占領軍の指導によりまして、検察とあるいは行刑保護といふものがそれぞれ別個の指導者によつて指導せられましたために、総合性を欠くうらみが現れてきておるのでございます。それだけに犯罪対策を立てて、それに対処してきておるといふような状況で、処罰してまたまた再犯がある。また、いかに処罰しても依然として犯罪が減らないといふような悪循環を繰り返しておるのであります。そこで、少しおそいうらみがあるわけでございますが、われわれといたしましては、かように検察あるいは矯正保護等を通じて科学的な刑事政策をこの際強力に打ち立てまして、これを施策に総合的に具現しまして、そうしてはんとする意味の刑事政策を実施に移して、犯罪の防止、犯罪の防遏といふことに努力したいというふうな考えから、総合刑事政策研究所を本年度において設置いたしたい、かように考へておるわけでございます。あわせてまた、刑年来検討を続けております刑法、刑事訴訟法その他基本法典の立案及び諸法令の整備を前年度同様引き続いてこれを行いたいという経費でございます。その内訳は、総合刑事政策研究所の経費といたしまして三千五百万円、基本法令改正等法令の立案事務処理経費といたしまして三千五百万円、

国際会議出席等海外渡航旅費二千六百二十四万という事に相なるわけでございます。

第二点は、青少年犯罪の防止に必要な経費でございます。これは、教官、技官等八百六十六名の予算要求を含めまして、十二億五千二百萬の要求をいたしてございます。少年犯罪の増加並びに悪質化ということは、ただいま申し上げた通りでございますが、少年犯罪というものは、必ずしも処罰だけ、検挙だけではその完全な防遏、あるいはまた少年の更生ということにははかれないのでございまして、あくまでも少年は保護、輔導ということを中心といたしまして、更生保護の分野の活動を活発ならしめる必要があるのでございます。また、少年院におきます教化というものの現状は、必ずしも皆様方の御期待に沿い得るような状態ではないのでございまして、少年院の教官が今のところ数が非常に少ないのでございまして、少年院の教官が現在三日に一本の宿直勤務をいたしまして、そうしてその宿直勤務をいたしまして翌日そのまま夕方まで勤務をせざるを得ないような状況にあるのでございます。普通の刑務官と違ひまして、夕方、日が暮れて食事を済まして就寝させればそれでいいというものではございませんで、夕方食事が済んで、六時、七時ごろから晩の九時あるいは十時ごろ寝るまでその房内に入りまして、少年と起居をともにする、いわゆる家庭的雰囲気のもとに少年を輔導する必要がございまして、その点、普通の公務員としてのいわゆる八時間勤務ではとうてい間に合わない状況なんです。

でございます。このような点で、今までのところ、少年院の内部におきます輔導が少年院の職員の手不足のために十分行われておりません。こういう意味で、少年院における輔導能力を強化させること、そうして更生保護会あるいは保護司の活動を援助いたしまして、少年の輔導の全きを期したいというのがわれわれの考えでございます。このための経費をいたしまして、内訳は、青少年の収容者に対する教化の充実で、少年院の教化活動及び職業輔導充実費、教官の三百六十八名の増員を含めまして二億七千三百六十六万円、少年鑑別所におきます鑑別機能の充実、技官二十四名の増員を含めまして四百六十二万円、少年院及び少年鑑別所収容者の処遇の適正化、精神医医療技官等百二十七名の増員を含めまして七億六千二百五十二万の予算要求をしておるわけでございます。

また、更生保護関係におきましては、青少年の更生保護会の整備、充実をいたしたい。補助金で二千三百七十七万の要求。保護観察所におきます保護観察並びに輔導強化、これが観察官二百二十二名の増員を含めまして、要求九千三百八十三万円、青少年更生保護対象者の職業輔導充実三千三百六十万。それから、各保護観察所におきまして青少年輔導相談所の担当をいたしたくまます保護司の方に対する実費弁償金の増額も含めまして五千二百九十五万四千円の増額要求をいたしております。

それと、各地方検察庁に青少年風紀調査室、刑事局に少年課を設置して、少年犯罪対策を確立いたしますため、事務官百二十五名の増員を含めまして、六千四万円を要求をいたしておるわけでございます。

次に、暴力事犯等の一掃に必要な経費でございます。これに検事七十七名、事務官等六百四十四名の増員を要求いたしております。その総額が十三億八千六百八十万円。最近におきます暴力事犯のしよけつ、これによりまする法秩序の破壊といふことを考えまして、これには裁判所とも統一歩調をとりました。公判審理が迅速にかつ適確に行われなければ、結局は法秩序は守られないといふことはもう申すまでもないことでございます。かような意味合いにおきまして、われわれも裁判所と歩調を合せて、公判審理の迅速充実をはかりたいというので、検事五十八名の増員を要求いたしてあります。これは昨年度も要求いたしたのであります。裁判所では一部手当が得られたのでございまして、検察庁におきまして手当がおくれまして、今年度五十八名の検事の増員を要求しておるわけでございます。それにあわせて、検察事務の科学化、効率化、これは事務の科学化をはかりたいというので、事務充実化をはかりたいというので、事務官百二十名とその他の経費とで、九千七百三十二万円の要求をいたしておる次第でございます。

次に、治安対策の強化、すなわち法秩序を維持するといふことが法治国における最大の目的でございますので、最近の国内外の公安情勢、あるいはまた、国内の犯罪情勢等にかんがみまして、法務省関係の治安関係機関の機能並びに活動力を整備充実して、能率的な運用をはかりたいという経費でございます。これは公安検査の強化、検事十九名、事務官百五名の増員を含めまして一億一千五百五十七万円。破壊活動調査の充実及び調査の科学化、これは、公安調査庁におきます公安調査官の増員及び破壊活動調査費等要求十億四千七百四十七万円。それから、刑務所におきます保安対策の強化、最近におきまして、刑務所の囚人の暴力というものがむしろ強くなりまして、看守等が非常に危険にさらされるといふような状態でございますので、刑務所におきます保安対策強化費として、八千七百九十七万円の要求をいたしておるわけでございます。

ますときは、日本の国内における治安を乱すことにも相なります。これらにつきましては、入国管理局がその収容者を所管いたしておられます関係上、引き続きましてそれらの者が再び犯罪を犯さないように、ある程度の生活的な指導保護を行いたいという経費でございます。

第五が、国民の権利擁護伸張に必要な経費、これは非常に大きなように書いてございますが、要するに、これは国民の権利義務に一番大きな関係のございまして登記簿事務の改善をはかつていきたいという経費でございます。それと同時に、いわゆる国を相手とする訴訟事件が非常にふえて参りまして、これに対処するために、訟務局関係の検事十三名を要求したいという経費でございます。総額が十二億六千六百八十三万七千円ということになっております。その内訳は、登記、供託、戸籍事務処理の充実、事務官七百九十名の増員を含めまして四億四千二百七十三万一千円を要求しております。登記簿事務が非常にふえておりますことは、先ほど申し上げました通りでございます。それから第二が登記事務の効率化、いわゆる登記簿の改善、モデル登記所の設置でございます。これも、登記事務が旧式な古い形でやっておりますために、ますます事務がおくれて参ります。登記の謄本をもちろくに、朝申し込んで晩にかもらえないという状況では、決して登記所としましてその職務を果しておるとは申し得ないのであります。最近では、いわゆるコピーの整備、そういうよりよいいわゆる機械化ということに力を入れておられますので、これらの経

費を要求いたさなければならぬというのがこの経費でございます。二億四千九百六十四万一千円を要求しております。次は、不動産登記制度改正及び計量法施行の問題でございます。これは、現在登記所で扱っておりますいわゆる土地、家屋の台帳と登記簿の二本立になっておりますものを一本化したしまして、あわせて、昭和四十一年から実施せられますメートル法に登記簿を書き直すというための経費でございます。元来土地台帳、実屋台帳は税務署にあったものでございます。これを法務省が引き継ぎまして、それと権利、義務の経過を表わした登記簿というものが今は二つになっておる。従いまして、商取引をなします場合に、一応家屋台帳を調べ、それによつてまた登記簿を調べる。二重に閲覧をして、また、両方に登記簿をしなければならないという煩瑣な手続になつております。これを一つにいたしましたので、土地、家屋の表示をして、そのものの権利の移動ということを目一つの帳簿でわかるように書いていきたいというのがこの登記台帳の一元化という問題であります。幸い、さような事務をやつていきます場合に、ちょうど計量法がメートル法に変わるいい機会でございますので、同時にこれをやつていきたいというので、三十四年度におきまして四億四千万円の要求をしておるわけでございます。大体五カ年計画三十年度の予定で事務を完了したいので、その第一年度としてこれを要求しておるわけでございます。それから、次は訟務事務処理の充実。検事十三名、事務官四十三名の増員を含めまして、総額一億七千五百円の要求を

いたしておるわけでございます。その次は、人権擁護活動の強化であります。基本的人権を擁護しなければならぬということ、憲法上の至上命令で、われわれ法務局といたしまして、人権侵害事件の調査をますます充実徹底いたしまして、一人として人権侵害を受ける者のないように、十分な人権擁護活動をやつていきたいというための経費でございます。人権侵害事件調査処理の充実のための要求三千九百六十四万円、人権擁護委員制度運営の充実のため三千二百九十二万円を要求しておるわけでございます。次は、第六が官庁管轄費でございます。本年度は七十八億円を要求いたしております。その詳細は、お手元に配付いたしました「法務省管轄費概算要求資料」に細かく出ております。要するに、さきほども申し上げましたように、非常に数が多く、また要求も激しいので、事務処理並びに事務環境改善という面から強力に推し進めていきたい、かように考える次第でございます。その他は、検察庁、刑務所その他所管各機関におきます経常的な、たとえば、刑務所にいたしますれば、作業費、収容費というような経常的な標準予算的な経費でございます。以上、概略でございますが、昭和三十三年年度の法務省予算概算要求の内容でございます。

○委員長(野本品吉君) 御質問がございましたら、順次御発言を願います。
○大川光三君 ただいまの法務省関係の予算について、いろいろ尋ねたいところがあるのですが、時間の関係で、質問は次回にいたしたいと思います。
○委員長(野本品吉君) ちよつと速記を止めて。
〔速記中止〕
○委員長(野本品吉君) 速記をつけ
本日の調査はこの程度にとどめたいと存じます。次回は、十二月十八日木曜日午前十時から開会いたします。本日は、これにて散会いたします。
午前十一時五十四分散会

昭和三十三年十二月十九日印刷

昭和三十三年十二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局